

<制度を利用する運転者向け>

	質問	回答
1	補助制度はいつまで実施しますか？	今年度のみ、令和3年3月31日まで実施します。
2	この補助制度の対象となる安全運転支援装置は、いつ購入・設置したものになりますか？	令和2年4月1日以降に購入・設置した装置のうち、令和3年3月31日までに取扱事業者から市に申請されるものが対象です。 ただし、市の予算が無くなり次第受付を終了しますので、予めご了承ください。
3	予算が無くなったら終了ですか？	補助金は予算の範囲内での交付のため、市の予算が無くなり次第終了となります。予算の終了時期は、申請件数によるため、明確に判断することはできません。 取扱事業者におかれましては、申込者に説明する際は十分ご注意ください。
4	補助金はどうやって受け取るのですか？	市と直接金銭のやりとりはありません。 取扱事業者に費用を支払う際に、市の補助金相当額を差し引いた額が請求されます。
5	国のサポカー補助金を受けて設置しますが、市補助金も申請できますか？	補助金を申請することができます。
6	国のサポカー補助金の予算がなくなっても補助してもらえますか？	国のサポカー補助金の補助対象装置として認定されたものであれば、市の予算がある限り補助します。
7	安全運転支援装置の設置はどこでできますか？	一般社団法人次世代自動車振興センターが「後付け装置取扱事業者」として認定し、かつ市に登録されている市内事業者で設置してください。対象の取扱事業者かどうか不安な場合は、生活安全対策室までご相談ください。
8	インターネットで購入した装置を事業者で設置してもらった場合も補助対象となりますか？	(一社)次世代自動車振興センターが認定した設置販売事業者が販売と併せて設置を行う必要があるため、補助対象となりません。
9	市販されているすべての安全装置が補助対象となるのですか？	国土交通省の性能認定を受けた装置が対象となります。新車に既に装備されているものは補助対象外ですので、ご注意ください。
10	申込書はどこでもらえますか？	取扱事業者の店舗等で受け取れます。市ホームページから印刷することもできます。
11	申込書兼誓約書は代筆しても良いですか？	申請意志を確認するため、また、誓約事項を確認するため、様式内の署名は、必ず申込者本人が記入してください。その他の部分は、代筆やパソコン入力でも構いません。

12	所有している複数の車に装置を設置し、補助金を受け取れますか？	補助金の交付は一人1台までに限ります。
13	家族が一度補助金を受けたら、もう補助金申請できないのですか？	家族が一度補助金を受けても申請者が別の人で条件を満たしていれば、申請できます。
14	軽トラックは補助対象車ですか？	自家用車であれば、貨物車も対象となります。ただし、車検証上「自家用」であっても、誓約書の中で、「個人使用のための自家用車」としているため、事業として使用している場合は、対象となりません。
15	自分が営む会社名義の自動車に安全運転支援装置を設置する場合は補助対象になりますか？	事業用の自動車は対象外です。 車検証の「自家用・事業用」欄に「自家用」と記載されている車及び「使用者」が申込者本人の名義となっている車が対象です。
16	所有者は70歳以上の人ですが、実際には70歳未満の家族が自動車を使用しています。安全運転支援装置を設置すると補助対象になりますか？	残念ながら、申込者以外の人を使用する場合は、補助対象になりません。 車検証の「使用者の氏名」・申込者氏名・運転免許証氏名が同一であることが必要です。
17	ローンで購入した車であるため、自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に、会社名が記載されています。所有者が会社名義だと補助対象とはなりませんか？	車検証の「所有者の氏名又は名称」欄においては会社名義でも問題ありません。車検証の「自家用・事業用の別」欄に「自家用」とあることや「使用者の氏名又は名称」欄は、申請者であることなどを確認します。
18	安全運転支援装置を設置した後、すぐに自動車を売却したり、名義変更等を行うことは認められますか？	認められません。 補助金を受けた安全運転支援装置は、設置日から1年以上使用してください。誓約事項に違反した場合、補助金を返還していただくことがあります。 ただし、病気等で運転が困難になった場合には補助金を返還する必要はありません。
19	補助制度を利用した後、桑名市外へ転居することになりましたが、補助金を返還する必要はありますか？	申込者本人が引き続き使用し、廃棄、売却等の処分を行わなければ、補助金を返還する必要はありません。
20	安全運転支援装置を設置しましたが、装置の作動を解除して運転しても良いですか？	基本的には運転者の判断に委ねます。補助制度の主旨をご理解いただき、解除が必要でない場面等においては作動する状態で運転するよう心掛けてください。 装置の性能や注意事項等を正しく理解して使用し、引き続き安全運転をお願いします。